

佐賀県訓令甲第 2 号

本 庁
各 現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員記章に関する規程（昭和 25 年佐賀県訓令甲第 13 号）は、廃止する。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。